

宝塚大学における公的研究費の使用に関する行動規範

令和4年1月7日

最高管理責任者（宝塚大学 学長）

宝塚大学（以下「本学」という。）は、学術研究の公平性・信頼性を確保することを目的として、公的研究費による研究活動に取り組むうえで構成員（本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員及びその他関連する者をいう。）が遵守すべき基本的な行動規範をここに定める。

1. 本学における公的研究費の運営・管理及び研究活動に関わる全ての構成員は、公的研究費の不適切な執行や目的外使用、並びに研究活動における不正行為が国民及び委託者の信頼を裏切る行為であり、本人や大学の社会的信用に影響を及ぼすことを自覚し、研究の実施及び公的研究費の使用・管理にあたり、関連法令、通知、諸規定等を遵守しなければならない。
2. 本学の構成員は、自らの研究の立案、計画、申請、執行、報告等の過程において、高い倫理性が求められていることを自覚し、誠実に行動しなければならない。
また、研究・調査データの適切な管理を徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、また加担もしてはならない。
3. 本学の構成員は、教育、研究活動において、人種、ジェンダー、地位、思想、信条、宗教等により個人を差別せず、公平に対応し、個人の自由と人格を尊重しなければならない。
4. 本学の構成員は、自らの研究活動において、個人と所属機関、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。
5. 本学の構成員は、不正を知ったときは、速やかに告発窓口に通報しなければならない。